

注記

1 重要な会計方針

(1)有形固定資産等の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産 取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - ア 昭和 59 年度以前に取得したもの 再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
 - イ 昭和 60 年度以後に取得したもの
取得価額が判明しているもの 取得原価
取得価額が不明なもの 再調達原価
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
- ② 無形固定資産 取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - 取得原価が判明しているもの 取得原価
 - 取得原価が不明なもの 再調達原価

また開始後については、原則として取得原価とし再調達は行わないこととしています。

(2)有価証券等の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券
該当なし
- ② 満期保有目的以外の有価証券
該当なし
- ③ 出資金
 - ア 市場価格のあるもの 会計年度末における市場価格（該当なし）
 - イ 市場価格のないもの 出資金額

(3)棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし

(4)有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます） . . . 定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
 - 建物 15 年～50 年

工作物 10年～60年
物品 3年～15年

② 無形固定資産・・・・・・・・・・・・・・・・ 定額法

③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

・・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

・・・・リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

長期延滞債権、未収金の徴収不能または回収不能に備えるため、過去5年間の平均不納欠損率により計上しています。

② 賞与引当金

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上しています。

③ 退職給付引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従っています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（3ヶ月以内の短期投資等）を資金の範囲としています。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも

含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 10 万円以上であるとき、修繕に係る支出が当該資産の資産価値を高め、またはその耐久性を向上させると認められるかを判断し、資産として区分しています。

③ 消費税等の会計処理

税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体（会計）については、税抜方式によっています。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

平成 28 年度から「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に基づき財務書類を作成しています。

全会計に係る減価償却の計算開始時期について、平成 29 年度取得分までは取得月としておりましたが、平成 30 年度取得分から取得年度の翌年度に変更を行っています。（公営企業会計については従来から取得年度の翌年度としている。また、連結対象団体については各団体の処理方法による。）

(2) 表示方法の変更

「総務省方式の改訂モデルによる財務書類」から「統一的な基準による財務書類」の表示に変更を行っています。

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

該当なし

3 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

該当なし

(2)組織・機構の大幅な変更

該当なし

(3)地方財政制度の大幅な改正

該当なし

(4)重要な災害等の発生

該当なし

(5)その他重要な後発事象

該当なし

4 偶発債務

該当なし

5 追加情報

(1) 全体財務書類の対象範囲（会計）

一般会計

墓地事業特別会計

国民健康保険事業特別会計

後期高齢者医療特別会計

介護保険特別会計

水道事業会計

下水道事業会計

※平成 30 年度から下水道事業会計が連結対象となっています。

連結の方法は次のとおりです。

① 地方公営企業会計は、全て全部連結の対象としています。

② 出納整理期間

地方自治法 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間（令和 3 年 4 月 1 日～令和 3 年 5 月 31 日）における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数をもって会計年度末の計数としております。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等

が終了したものと調整しています。

- ③ 各項目の金額を表示単位未満で四捨五入しているため、合計金額が一致しない場合があります。